

資料 4 新宿区文化芸術振興会議規則

○新宿区文化芸術振興会議規則（平成 22 年 8 月 13 日規則第 70 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、新宿区文化芸術振興基本条例（平成 22 年新宿区条例第 6 号。以下「条例」という。）第 19 条第 4 項の規定に基づき、新宿区文化芸術振興会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（組織）

第 3 条 会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 新宿区の区域内に住所を有する者 3 人以内
- (3) 文化芸術活動団体の構成員 4 人以内
- (4) 教育の関係者 1 人
- (5) 企業等（法人その他の団体にあつては、その構成員） 1 人

（会長及び副会長）

第 4 条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第 6 条 会議は、その定めるところにより、専門部会 (以下「部会」という。) を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に専門部会長 (以下「部会長」という。) を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を会議に報告する。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、地域文化部文化観光課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 9 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 29 号) 抄

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。